

内閣参質一七七第一七三号

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員熊谷大君提出東日本大震災におけるがれき処理に関する仙谷由人内閣官房副長官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷大君提出東日本大震災におけるがれき処理に関する仙谷由人内閣官房副長官の発言に
関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の発言は、東日本大震災により生じた瓦礫等の処理について、政府が積極的な役割を果たし、直轄事業としても行うことができるよう、現行制度の在り方を検討する必要があるという考え方を示したものと承知している。

二について

政府としては、被災地における瓦礫等の処理への支援として、例えば、岩手県、宮城県及び福島県並びに複数の被災市町村に職員を派遣し、さらに、被災地以外の地方自治体に対し、経験豊富な職員の派遣を要請しているところであり、被災地における瓦礫等の処理が、適切に、かつ可能な限り迅速に行われるよう、被災地の地方自治体の対応に任せることではなく、必要な場合には政府として積極的な役割を果たすことが必要であると考えている。

